



平成 24 年 6 月 4 日

各 位

上場会社名	NOK 株式会社
代表者	取締役社長 鶴 正登
(コード番号	7240)
問合せ先責任者	企画部部长 鎌田 隆
(TEL	03-3434-1736)

証券取引等監視委員会による当社元従業員に対する 課徴金納付命令の勧告について

平成 24 年 6 月 1 日、証券取引等監視委員会から、当社元従業員に対し、金融商品取引法違反の事実が認められるとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主・投資家の皆様並びに関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告を受けた事実の概要

勧告によると、課徴金納付命令の対象である当社元従業員は、当社が平成 22 年 7 月 30 日に行った当社業績予想の修正に関する未公表事実を知り、当該事実が公表される以前に、当社株式を買い付けたものです。

この行為が金融商品取引法第 175 条第 1 項に該当する行為であると認められました。

なお、当社元従業員が金融商品取引法に基づき納付を勧告されている課徴金の額は、426 万円です。

2. 当社の今後の対応について

当社では、従前より「内部者取引規制に関する規程」による自社株式売買時の事前許可ルールや、四半期毎の業績発表のタイミングを捉えた教育・注意喚起等を実施するとともに、従業員コンプライアンス行動指針の周知徹底・コンプライアンス教育により、内部者取引の未然防止に取り組んでまいりました。

しかしながら、今回の法令違反行為の発覚を受けまして、当社元従業員に対しては、今回の勧告に係わる法令違反等の事実関係の確認結果を踏まえ、当社として就業規則に基づく懲戒処分を行いました。

また、当社といたしましては、この度の事態を真摯に受け止め、内部者取引防止に関する管理体制を更に充実・強化するとともに、社内ルールの周知徹底の強化、コンプライアンス教育の一層の充実を図り、再発防止に努めてまいります。

以上